

第3号議案

那須塩原都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置
について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成26年10月27日

栃木県都市計画審議会長 築瀬 範彦

都計第255号

平成26年10月20日

栃木県都市計画審議会

会長 築瀬 範彦 様

栃木県知事 福田 富一

那須塩原都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置
について

このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、那須塩原市長から付議の
依頼がありましたので、次のように審議会に付議します。

那須塩原都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	那須塩原市墓沼字蛇尾川向 609 番 2 の一部	9,938.20 m ²	